

処分基準

令和5年12月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第74条の3第8項
処 分 の 概 要：是正措置命令
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第74条の3第8項（自動車の使用者に対する是正措置命令）
処 分 基 準： 道路交通法第74条の3第8項に規定する是正措置命令は、次のいずれかに該当することとなった場合には是正措置を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 自動車の使用者が、安全運転管理者に対し、必要な権限を与えていないため自動車の安全な運転が確保されていない場合・ 自動車の使用者が、安全運転管理者が道路交通法第74条の3第2項の業務を行うため、必要な機材を整備していないため、自動車の安全な運転が確保されていない場合
問 い 合 わ せ 先： 神奈川県警察本部交通部交通総務課 安全係 (電話045-211-1212 内線5082)
備 考：